

地域の防災力強化のための財政措置の拡充等

● 災害時要配慮者対策を踏まえた緊急防災・減災事業債の拡充

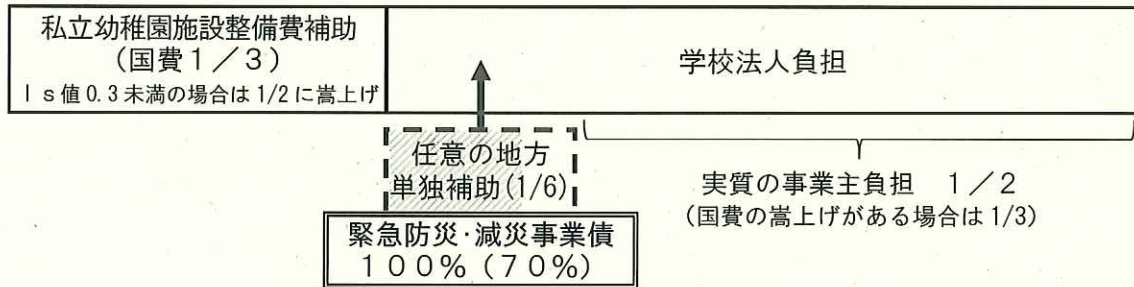
保育所、老人福祉施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の耐震化事業に加え、乳幼児等の災害時要配慮者対策の観点から、平成27年度から、指定避難所以外の幼稚園施設等の耐震化に要する経費（学校法人が実施する私立幼稚園施設等の耐震化に対して地方団体が独自に助成する場合を含む）について、緊急防災・減災事業債の対象に追加する。

《地方財政措置の内容》

・緊急防災・減災事業債 充当率100% 元利償還金への交付税措置70%

〈対象工事〉 耐震補強（耐震化を目的とする一部改築等）が対象

〈起債対象範囲の考え方〉 学校法人が実施する指定避難所以外の私立幼稚園等の耐震化については、国庫補助事業と併せて地方団体が独自に助成する場合に限る。また、起債対象範囲は事業費の1/6を上限とする。



※ 避難所に指定されている学校法人立の学校施設の耐震化に対して地方団体が独自に助成する場合の経費は、緊急・防災減災事業債の対象とされている。